

不登校と教育機会

－オンライン教育の活用－

本論文では、義務教育段階の不登校の児童生徒の教育機会について、オンライン教育の可能性という観点から論じた。義務教育段階の不登校児童生徒の教育機会の現状や、コロナ禍で登校できなくなったすべての児童生徒を対象に導入されたオンライン教育の状況について検討するとともに、すでにオンライン教育を実践している通信制高校の教育体制や卒業後の進路などを見ていった。そして、通信制高校のような教育の機会を、義務教育段階の不登校の児童生徒にも実現できないか検討していくことで、オンライン教育の可能性を考察した。

第1章では、義務教育における不登校児童生徒の教育機会の現状について整理した上で、学校の代替的教育機関を取り上げ、その課題について検討した。義務教育段階のすべての不登校の児童生徒は、学校外の機関を利用する目的には、教育を受けるためや、「居場所」作りのためである。しかし、学校外の機関を利用する不登校の児童生徒は、学校に通い勉強する児童生徒と同等の教育が受けられているとは言えなかった。また、家庭のICT環境や経済的背景で学校外の機関に通えない児童生徒も存在することから、義務教育段階の教育機会の不均等さが明らかになった。

第2章では、教育機会の確保・均等の実現の可能性をもたらすものとして、オンライン教育について見てきた。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染不安や臨時休業で学校に登校できない児童生徒の教育機会を確保するものとしてオンライン教育の導入が拡大した。コロナ禍で拡大したオンライン教育は、不登校の児童生徒にとっても、教育機会の確保につながる可能性を示すものであった。しかし、コロナ禍のオンライン教育の導入の拡大は、不登校の児童生徒の教育機会としても活用されることには、必ずしもつながっていないのが現状であった。

第3章では、オンライン教育を活用している通信制高校の現状を整理し、オンライン教育を義務教育段階の不登校児童生徒にも積極的に取り入れられるか検討した。その結果、義務教育と高校教育には、教育目標や発達段階の違いがあることや、社会的自立に向けた姿勢・能力を育成する機会が不十分であることが明らかになった。

以上より、義務教育段階の不登校児童生徒が、オンライン教育を通して教育機会を確保するためには、家庭のICT環境整備や経済的な支援のほかに、社会的自立のために必要な対人関係の構築能力などをオンライン教育でどのように育成していくのが重要な課題である。

若者の地域間移動に関する研究
-福井県における進学・就職に着目して-

日本では人口減少が問題となっており、これと関連して地方では若者の地域外への流出が起きている。若者の地域間移動に関する先行研究は主に、全国的なおおまかな傾向を明らかにしたマクロな分析である。果たして先行研究内で挙げられた若者の地域外への進学や就職は、どのようなメカニズムで起きているのか、1つの地域を例に挙げて、検証する必要がある。特定地域の先行研究としては、静岡県に関する岩間(2016)の研究がある。ここでは子育て環境や、街の魅力などが注目され、若年女性の移動の問題を中心的な課題としている。しかし環境が整っており、出生率が相対的に高くとも、静岡県のように若者の進学・就職による移動問題を抱えている地域もある。その代表例が、北陸地方の福井県などである。福井県は教育や雇用の面で、一定の評価はあるが若者の流出が多い。その要因を大学数・大学収容率や、雇用の質の他にも、様々な観点から分析した。また若者の地域外への流出を抑制するための、改善策も検討した。

第1章では始めに、近年の若者の地域間移動の現状はどうかという分析と、福井県の教育と雇用の状況について整理した。福井県では大学進学率や、正規雇用者率などの評価が高いものの、若年女性の地域外流出が顕著であることが明らかになった。

第2章では、福井県の大学数・収容率について調べ、また主な就職先・求人倍率・所得産業形態・どれほどの人がどの仕事に就いているかを確認した。福井県は大学数・収容率が小さく、静岡県と同じ様に、多くの学生を地元では抱えきれず、県外へ流れてしまう状態にある。また1次・2次産業が主な産業で、女性に人気のサービス業とはマッチしにくいことが判明した。

第3章では、福井県の若者が具体的に福井県内の学生はどこへ進学するか、就職ではどのような仕事に就きたいかなどの意識を整理した。2020年3月時点で、県外進学者は6割を占めており、主に石川県や京都府が多い。さらに若年女性の志望業種として、サービス業が公務員に次いで多かった。若年女性の志望傾向は、福井県の産業形態とはあまり当てはまっていない。

以上より、本研究では、福井県の場合、県内での進学機会や雇用の質のあり方に課題があることが分かった。また若者が、福井県から都市部へと流出する問題を解決するためには、地域の大学の機能強化・雇用機会の選択肢の増大・若年女性の多様なキャリア展開という対策が重要になると結論付けた。さらなる課題として、大学生以外の若者の地域間移動や、福井県の学生が注目していた京都府や石川県などの地域にも、研究対象として目を向ける必要がある。

児童虐待防止の観点からのひとり親世帯支援の必要性

厚生労働省(2020)によると、2018年度中に児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数は15万9838件であり、年々増加している。また、2020年6月に東京都で起きた3歳女児の虐待による死亡事件や、2019年7月に宮城県で起きた2歳女児の虐待による死亡事件など、最近では特に悲惨な虐待死亡事件が見受けられる。そこで本論文では、児童虐待が発生しやすい母子世帯の置かれた社会的状況から考察するとともに、母子世帯における児童虐待を防止するための施策について検討した。

第1章では、昨今の児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数と、児童虐待事件の検挙件数及び死亡事件数を参照し、児童虐待の現状を確認した。また、先行研究や調査から、児童虐待が発生しやすい世帯は母子世帯であること、そしてその世帯ではネグレクトが特徴的な児童虐待であることが明らかになった。それらを踏まえた上で、母子世帯と他の世帯の経済状況を比較したところ、母子世帯は他の世帯よりも収入が低いことが明らかになった。

第2章では、母子世帯の貧困の背景を調査・統計データから考察した。母子世帯の8割が就業しているが、その内訳は正規雇用が4割、非正規雇用が4割であり、就業している者の半数近くが非正規雇用であることが明らかになった。また、離婚時に就業していなかった者のうち、7割近くが就業しているが、子供が幼いこともあり、正規雇用の仕事に就きづらい現状があることが明らかになった。加えて、ひとり親世帯を対象とした児童扶養手当の詳細について説明した。母子世帯の所得格差の是正のため、児童扶養手当制度が改変されてきているが、児童扶養手当制度だけでは母子世帯の貧困の解決には不十分であることが明らかになった。

第3章では、日本の離別母子世帯における養育費の現状について整理した。民法第819条第1項の規定に基づき、子の親権の取得者に対し、もう一方の親は養育費を負うが、実際には母子世帯での過半数が養育費を受け取っておらず、その要因に協議離婚の多さが挙げられている。現在、養育費不払い問題の対策として様々な取り組みがされているが、養育費受給率の大幅な改善には至っていない。そこで、アメリカで行われている養育費政策としての養育費強制徴収制度について取り上げ、制度の概要とその問題点について述べた。

結論として、児童虐待、とりわけネグレクトは母子世帯において多く発生し、その要因に挙げられるのが母子世帯の貧困であることが明らかになった。児童扶養手当の拡充など行政によるひとり親世帯への支援策も充実してきているかのように見えるが、実際には母子世帯の貧困率はほぼ半数にも及ぶ状況にある。こうした状況を鑑み、我が国においても養育費の支払いを義務化し、その徴収を確実にする強制力をもった仕組みの導入が早急に必要であることを主張した。

読解力と算数・数学学力との関連

近年、国際社会では、文章や図表などの日常生活で得る情報を、理解し、思考し、表現する力、自分の知識を活用してとらえる力としての「読解力」が求められている。一方で、日本の児童・生徒は、教科を問わず、思考し、表現する力、説明する力が不足しているといわれる。本研究の目的は、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」としての読解力と、算数・数学学力との関連を検討することである。

第1章では、国際社会で求められる読解力、算数・数学学力の概念について検討したうえで、読解力と算数・数学学力との関連を示した先行研究を整理した。算数・数学の問題解決の場面においては、単なる「読んで理解する力」ではない読解力が、問題文を理解し、自分で数式を組み立てて説明するという過程と結びついていることを示した。

第2章では、国際調査の「OECD 生徒の学習到達度調査」(PISA) の読解力、数学的リテラシーの結果と、文部科学省により実施される「全国学力・学習状況調査」の国語、算数・数学の結果を分析した。分析により、言語的な分野と数学的な分野ともに、日本の児童・生徒には、情報を読み取って考える力や、根拠に基づいて説明する力が不足しているという現状が明らかになった。とくに、算数・数学学力については、国際的にみてトップレベルにあるが、単純な計算能力や数学的知識以外の力が求められることに苦手意識がある傾向がみてとれた。

第3章では、言葉を使って説明することを児童に意識させる工夫をとり入れた授業実践の事例をとりあげることで、読解力と算数・数学学力との関連を検討した。考え、説明する力や書く力をつける取り組みは、単にそれらの力を向上させるだけでなく、算数・数学の学力、とくに、数式や数学的な概念を含めた説明の力を伸ばすことが示された。さらに、読み書きなどの認知能力を客観視するメタ認知活動が、算数・数学の文章題を解くことや説明を記述する力に対して影響を及ぼすことが示唆された。

日本では、読解力は単なる「読んで理解する力」と認識されることが多い。しかし、今後求められる読解力は、考える力や表現する力も含んでいる。そのため、読解力はさまざまな教科の基礎となる力であり、日常生活や社会参加のうえで重要な力であるというとらえ方をすることが必要である。

「日本の大学生の政治意識の変遷」

本論文は、日本の若者の政治的無関心が顕在化した背景や彼らの政治意識を、大学生を対象に、1960年代に勃興した学生運動を起点として歴史的な変遷を辿りながら検証し、昨今の現代社会における位置づけを考察することを目的とする。

第1章では、政治的無関心の定義および若者の低投票率や政治的活動について述べた。政治的無関心はRiesman(1950=1964)やLasswell(1936=1959)の先行研究を踏まえ、現代社会において最も一般的な政治的無関心として再定義した。若者の低投票率に関しては、彼らは他の先進国よりも政治的関心があるものの、投票行動に結びついていないという実態が浮かび上がった。その理由に、投票手続きの煩雑さや、政治的な不祥事、またマスメディアによる冷笑的政治報道に影響を受けていることを論じた。若者の政治的活動に関しては、学生団体ivoteや学生ハンスト実行委員会の活動を挙げ、彼らの、政治を身近なものにしようとする啓発性やハンガーストライキによって抗議意思を示す精神性を論じた。

第2章では、全学共闘会議(以下、全共闘)の歴史的経緯を述べた後、全共闘に従事した学生(以下、全共闘系学生)や従事しなかった学生(以下、一般学生)の政治意識を検証した。その結果、全共闘系学生、一般学生どちらにも政治的関心が強くみられた。しかし、一般学生に関しては、政治に対して「意識」はしているものの、全共闘系学生の運動や大学当局の対応に不信感を抱き、「行動」に踏み出せなかった点を明らかにした。

第3章では、全共闘衰退後、若者の間で政治的無関心が隆興した要因やその背景を検証した。その結果、政治や社会に対しては傍観的になり、自身の日常生活を大切にする「私生活主義」の台頭と連関していることが明らかになった。そのような背景に、高等教育の大衆化による学生のシラケや無気力の現出、政治・社会との隔離意識が存在することを、小此木(1978)の「モラトリアム人間」概念を援用して論じた。また、自身の生活を大切にする若者の精神性に関しては、将来の幸福追求より、今感じている幸福を充足するために生活を送るというパーソンズ(1964=2001)の「コンサマトリー」概念で説明ができることを論じた。

以上を踏まえ、若者の政治的無関心は、現代社会における少子高齢化との相乗効果によって一層深刻になることを指摘し、これを改善するには、今後若者への啓発を強化し、政治との相互連関を図り、投票行動を興起させることが必要であると結論付けた。

ソーシャル・ビジネスに取り組む社会起業家の意識形成過程

社会には、社会全体で取り組むべき様々な問題が存在しており、そうした社会的課題は、行政や企業によって解決が図られてきた。しかし社会的課題が増大し、従来の仕組みに限界が現れたことで、その解決の新たな担い手として、ソーシャル・ビジネスや社会起業家といった存在に注目が集まっている。ソーシャル・ビジネスは、ビジネスの手法を用い、創造的なアプローチで社会的課題の解決を目指す活動主体であり、従来の手法で解決できない社会的課題に対する解決策となり得るものである。社会的課題の増大を受け、その発展が期待されているが、そのためにはまず、その担い手である社会起業家が登場することが必要である。

新たな活動主体である社会起業家の意識形成の過程は、一般的な企業家とは異なるものである可能性がある。そこで本稿では、社会起業家の出現の経緯に焦点を当て、起業の動機などを持つまでに、どのような経緯を辿るかということについて、明らかにすることを目的とし、インターネット上で収集した社会起業家のインタビュー記事をデータとして、KJ法を用いた分析を行った。分析の対象には、経済産業省が2009年に発表した『ソーシャルビジネス55選』に選定された事例を使用し、起業の経緯について、起業家自身の語り十分に得られた9人の事例について分析を行った。複数の事例から、起業意識形成の要因を抽出・グルーピングし、社会起業家がソーシャル・ビジネスに取り組むまでの経緯を示す構造図を作成した。

分析の結果、社会起業家には共通して、学びを得る準備期間が存在することが明らかになった。もともと起業自体を望んでいたという事例は少なく、一般企業や学校で学びを得ていく中で、社会的課題に対する関心や問題意識が高まり、自身のすべきこととして起業を決意するという流れが主であった。またほぼ全ての事例において、社会起業家自身が実際に経験したことから学びを得ており、取り組まれた社会的課題も身近なものであった。このことから、社会起業家にとって、直接社会的課題や支援に触れられる環境がある事が重要であると思われる。社会起業家は、企業や学校で学びを得る中で、社会的課題に直接触れ、問題意識が高まる事で、起業の動機を形成するに至る、という流れを辿ることが本研究で明らかになった。

日本の教員の働き方改革の理想と現実

近年、日本では教員の長時間労働を受けて、教育現場の働き方改革が進められている。教員の指導力は、教員自身が様々な経験を通して自ら研鑽することにより向上するという意見もあり、教員の長時間労働は是正されなくてはならない問題である。本稿では、現在進められる教員の働き方改革が現場の状況に見合っていないのではないかという問題意識のもと、働き方改革の政策の作成の意図、またそれに対する現場の反応を考察することで、現場と政策の乖離を検討した。

第1章では、日本の教員の働き方の特徴を「TALIS 調査」や「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」を用いて考察した。その結果、日本の教員は他国の教員と比較して仕事時間が大幅に多く、さらに日本の教員の1日あたりの学内勤務時間は過去調査と比較しても長くなっていることが分かった。また、日本と比較的似た働き方をする韓国の教員と比較することで、日本の教員の長時間労働の要因として、外部との連携の有無や学校に対する国民の意識の違いが挙げられることを示した。

第2章では、「学校における働き方改革特別部会」での議論を用いて、教員の長時間労働が深刻化する現状の背景を考察した。その中で、近年の教員の業務の拡大傾向、勤務の長時間化については、家庭の教育力の低下や勤務時間の管理への意識が曖昧であることが要因であることがわかった。この課題解決のために、特別部会では、保護者等を含む外部人材の投入、勤務時間の総量規制や分散といった案が挙げられたことを示した。

第3章では、特別部会での議論後に導入が決まった政策を示し、それに対する現場で働く教員らの声を新聞記事を用いて確認した。導入が決まった政策は、各方面へのメッセージの発出や、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正による1年間の変形労働時間制といった財政面での負担の少ない政策が多い。その一方で教員らがマンパワーの投入を第1に望んでいることは明らかである。導入される予定となった1年間の変形労働時間制についても不安視する声が多く、現場と政策の間に乖離があることが明らかになった。

現場と政策の乖離には財政面での問題が影響していると考えられるが、この財政面での問題は教員の長時間労働の解決のためには避けることができない。日本の将来を担う人材の育成のための投資として、教育により費用を割くという決断が今必要とされている。

若年層の低投票率の原因及び改善策に関する研究

昨今、日本の若年層の投票率は深刻な状況にある。国政選挙の年代別投票率は、第 25 回参議院議員通常選挙では、18、19 歳が 31.33%であった。

本論文では、若年層の投票率がなぜ低いのか、その原因を検討した。そして判明した原因の中でも主権者教育に焦点を当て、改善策を提示した。

第一章では、若年層の低投票率の原因を示した。原因として挙げられたのは、時代効果・年齢効果・コウホート効果・政治的有力感の欠如・候補者の公約が分かりにくいこと・気軽に投票できるシステムが無いこと・不在者投票制度が煩雑であること・主権者教育が充実していないことの 8 つであった。

第二章では、日本の主権者教育や電子投票、不在者投票制度に関して国際比較を行った。ドイツやスウェーデンの主権者教育は、民主主義を重要視しており、実践的な物であるが、日本の主権者教育は、政治的中立性を守らねばならず、実践的な主権者教育はほとんど取り入れられていない。そしてエストニアでは、全国民を対象として電子 ID カードによる電子投票が行われているが、日本では、電子投票機を用いた電子投票が導入されたものの、2020 年 3 月時点では、電子投票を行っている自治体はない。さらにアメリカのサウスダコタ州では、有権者登録の手続きがシンプルになっているのに対し、日本では引っ越した場合、住民票を移さなければ投票できず、旧住所地に行くか、煩雑な不在者投票手続きを行わなければいけない。このように日本の主権者教育や電子投票、不在者投票制度は諸外国と比較して遅れていると示された。

第三章では、若年層の低投票率の改善策を検討した。流山おおたかの森高等学校では、2016 年に行われた参議院議員通常選挙において、生徒達の投票率は 81.2%を記録しているが、同校で行われている主権者教育の特徴が、新聞を用いた実践的な教育方法であると示された。実践的な主権者教育を行う上で問題となるのは、学校教育の政治的中立性をいかに保つか、ということだが、政府の見解に照らせば、実践的な主権者教育は、政治的中立性に抵触しないと判明した。実践的な主権者教育の推進が改善策とし、生徒会選挙を用いた主権者教育も改善策の一つとして提示した。

主権者教育に関しては、おおたかの森高等学校のもの以上に、投票率や生徒の意識改革に影響を与える実践例が、今後出てくる可能性がある。より効果的な主権者教育を教育機関が行うために、先進的な実践例をいち早く取り入れ、実行する必要があるだろう。